

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和4年8月24日（水）

白井市役所東庁舎3階会議室303

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 令和4年度教育費補正予算（第6号）に係る意見聴取について

議案第2号 契約の変更議案に係る意見聴取について

4. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 齊藤 豊

委員 中里 敏康

委員 松田 加奈子

○欠席委員等

委員 川嶋 之絵

○出席職員

教育部長 本間 賢一

教育部参事 宗政 隆雄

教育総務課長 金井 早苗

書記 中村 妃佐

書記 鈴木 美菜

午後4時30分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和4年第6回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。本日の出席委員数は5人中4人です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、過半数の出席がありますので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

○会議録署名人の指名

○金井教育総務課長 会議録署名につきましては、教育長より事前に齊藤委員、松田委員の指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、教育長にお願いいたします。

議案第1号 「令和4年度教育費補正予算（第6号）に係る意見聴取について」

○井上教育長 それでは、議案第1号「令和4年度教育費補正予算（第6号）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第1号「令和4年度教育費補正予算（第6号）に係る意見聴取について」御説明します。

令和4年第3回白井市議会定例会に上程する議案については、令和4年第8回の教育委員会定例会で御説明をしたところですが、その後、案件が追加されたことから提案させていただくものです。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

それでは、資料を御覧ください。めぐりまして、今回の追加補正は、歳入・歳出ともに学校給食に係る補正となります。いずれの補正も概要は、経済的負担が大きい多子世帯の保護者の負担を軽減するため、白井市内の小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償化するための所要額を補正するものです。

それでは、歳出から御説明いたします。

9款5項3目、学校給食センター総務事務に要する経費、104万5,000円の増については、第3子以降の学校給食費無償化に係る食費収納管理システムの改修が必要となることから、所要額を補正するものです。

2項目目、学校給食センター運営に要する経費、873万2,000円の増については、市内小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償化するために、所要額を補正するものです。

3項目目、桜台小中学校給食運営に要する経費、95万9,000円の増については、桜台小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償化するための所要額を補正するものです。

続きまして、裏面の歳入について御説明します。

15款2項6目、県教育費補助金、千葉県学校給食費第3子無償化補助金、484万5,000円については、市が負担する第3子以降の学校給食費無償化に係る経費、給食費負担金でございますけれども、こちらに対し、県の補助金を計上するものです。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○井上教育長 ありがとうございます。それでは、私のほうから初めに3点確認をいたしますので、そのあと質疑をお願いしたいと思います。

1点目ですけれども、この要件につきましては、どのような保護者が該当するのか、説明をお願いします。

○宗政教育部参事 要件としてどのような保護者が該当するか、という件につきまして御説明いたします。要件としましては、3人以上の子を扶養していて、第3子以降の子が白井市立の小中学校で給食の提供を受けていること。それから、生活保護制度または就学援助制度で学校給食費の支援を受けていないこと。3点目として、学校給食費の滞納がないこと、が要件となります。以上です。

○井上教育長 分かりました。今の2つ目の要件で、生活保護または就学援助制度の支援を受けてい

ないもの、というふうにありましたけれども、これは他のかたちで支援を受けているからということによろしいでしょうか。

○宗政教育部参事 扶養している子が多い世帯の負担を軽減することを目的としておりますので、第1子、第2子、年齢等関係なく第3子無償化ということで対象としておりますので、生活保護制度と就学援助制度、学校給食費の支援を受けていない者であれば要件としては構わないということになります。

○井上教育長 今回の回答は、他に支援を受けているからということによろしいですかね。

2つ目ですけれども、第1子、第2子の年齢については、制限はあるのでしょうか。

○宗政教育部参事 結論から言いますと、年齢の制限はございません。それは、扶養しているお子さんの多い世帯の負担を軽減することを目的としておりますので、第1子、第2子の年齢に関わらず、第3子の無償化の対象として考えております。以上です。

○井上教育長 3点目ですが、申請方法はどのような形になっていくのでしょうか。

○宗政教育部参事 申請方法につきましては、各小中学校に対して案内のチラシや申請書を配布し、保護者から学校を通じて、または直接学校給食センターに提出してもらうように考えております。保護者からの申請に基づき、無償化を決定していくという形になります。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。それでは、教育委員の皆さんから質問・御意見ありますでしょうか。

○中里委員 参考までにお聞きしたいのですけれども、2番と3番の要求額というのは、第3子の人数だと思うのですけれども、今年度、市内合計で構わないので、第3子は何人ほどいるのでしょうか。

○宗政教育部参事 約ですが、小学生が500名程度、中学生が200名程度と見込んでおります。

○中里委員 ありがとうございます。

○井上教育長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号については原案のとおり決定します。

議案第2号 「契約の変更議案に係る意見聴取について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号「契約の変更議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 それでは、議案第2号「契約の変更議案に係る意見聴取について」御説明します。

本案は、令和4年第3回白井市議会臨時会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められたことによるものです。

本案は、令和4年第1回白井市議会定例会の議会を経て締結した、七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、裏面を御覧ください。

1、契約の目的は七次台中学校校舎改修工事です。2、変更契約事項は契約金額となります。当初契約金額が6億1,490万円、第1回変更契約金額が6億1,920万5,645円、第2回、今回でございますが、第2回の変更契約金額は6億4,127万2,078円、変更による増額は、2,206万6,433円です。3、契約の相手方は、株式会社富士工千葉支店支店長古畑元です。

次の議案第2号資料を御覧ください。変更概要について、御説明いたします。

1、原契約の契約日は令和4年3月11日、議会の議決日は令和4年3月17日です。2、第1回変更契約日は令和4年5月24日、議決の日は令和4年6月27日です。3、原契約書の工期は令和4年3月18日から令和5年2月24日までです。変更理由を御説明します。夏季休業期間中の校舎内部改修工事の進捗状況に伴い、新たに補修工事や撤去復旧工事が発生したこと及び、施工過程での詳細な現地調査により、適切な施工を再検討した結果、必要な仕様変更を行うため、契約を変更するものです。5の変更内容につきましては、(1)校舎内部壁天井部の補修等工事、(2)屋上防水改修の仕様変更、(3)校舎内教室廊下等の改修工事に伴う既存設備撤去復旧、主なものとしましては、LAN配線と空調設備配管等がございます。(4)校舎廊下天井に設置するケーブルラックの仕様変更となります。以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。それでは、これにつきましても、初めに私のほうから3点確認をさせていただきます。

まず、1点目なのですが、この時期の設計の変更になった、その理由があれば教えていただきたいと思います。

○金井教育総務課長 今回の工事につきましては、学校の運営を行いながらの校舎の改修工事ということから、事前に準備を十分に行いまして、どうしても設計時に想定できなかった状況が、工事が集中します夏休み中に多く判明いたします。その状況に素早く対応して工事を進め、新学期には校舎の使用を再開する必要がありますが、その中で、設計変更の判断あるいは積算、こういうところでどうしてもある程度の期間が必要なことから、変更契約の締結時期がこの時期となりました。このあたりは、御理解をいただければと思います。

○井上教育長 分かりました。2つ目ですけれども、業者からあがってきた見積もり等を教育委員会サイドで精査しましたでしょうか。

○金井教育総務課長 市では、実施設計を行いました設計事務所に工事監理の業務を委託しております。設計どおりにいっているかどうか、工事の進捗状況を監理することを委託しておりますが、必要な工事を行うために、必要な設計変更の内容を工事監理業者とともに精査をさせていただいております。その内容につきまして、公共建築工事の積算基準がございますので、これにより積算をして、変更契約金額を算出しております。以上となります。

○井上教育長 ありがとうございます。最後に3点目、今回、校舎、壁や天井を開けてみたら新たに工事が必要な部分が見つかったということですが、今後、この七次台中学校の工事の過程で、またこのように変更になるというような可能性というのはあるのでしょうか。

○金井教育総務課長 今後の工事の進捗により、変更設計であったり変更契約が必要となる可能性は十分でございます。例えば、今は校舎の内部の改修を中心にやらせていただいておりますが、今、外壁の調査なんかをさせていただいております。外部の改修工事に移ってきたときに、事前の設計では

見つけられなかった詳細な改修箇所が出てくる恐れがありますので、外壁の調査によりましては、ひびや破損個所が想定していたものよりも多く、工事業者のほうから指摘内容としてあがってくる可能性がございますので、もし、そういったような、工事が進んでいく中で新たな設計変更、契約変更が必要となってくる可能性はあるかと思っております。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。私からは以上です。それでは、委員の皆さんから質問や御意見ありますでしょうか。

○齊藤委員 教育長と重なる質問になるかとは思いますが、第1回と今回で第2回の契約変更ということですが、今金井課長から説明があったように、第3回以降もあるよということで、見積もりの段階でちゃんとした設計とかっていうのは見抜けなかったのかなというのもあると思うんですね。というのも、やはり今回2回目で増額分が2,200万って、ちょっと尋常な金額ではないのかなと思いますので、3回目、4回目とかってなるとまた市の税金を投入するっていうと大変なことになると思いますので、その辺はよく見極めていただければと思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○金井教育総務課長 今回議案の中にも含めております工事のほうは、どうしても、設計の段階ですと天井を剥がしたりしながら設計することが出来ませんので、例えば、天井の点検口を見た範ちゅうでの積算であったり、そういうところが中心になります。今回、天井を剥がしたりですとか、校舎の内装で、教室と廊下の間仕切り、パーテーションなどを外したりしていく中で判明してきた工事箇所になります。例えば、先ほど申し上げました天井部の補修工事ですと、天井の解体を進めていく中で、天井の吸音材が、本来はそのまま残す想定だったものを、一部剥落していて、子どもたちの安全面を配慮すると撤去せざるを得ない箇所であったりですとか、あと、天上を剥がすと、今の大規模改修なんかですと、天井の復旧はしておりませんで、剥き出しになってくる形になります。そういったところで、校舎建築時の、型枠の金物等がついていた場合は、見栄え的に、子どもたちの学習環境的にも好ましくないものは撤去をしたり、コンクリートのモルタルの仕上げの浮きの補修が想像以上にあったというようなところから、どうしても剥がしてみないと分からない部分については、補修工事がかさんでくるということで、そういったところで御理解をいただきたいと思っております。今、委員さんからいただいた「事前」というお話もいただきましたので、今、池の上小学校の基本設計を委託していますが、工事をしていく中ではどうしても出てくる部分かなというところはありますが、なるべく、その誤差といいますか、差額といいますか、そういうところがないような形で、設計の段階から見えていけるようにしたいと思っております。以上です。

○齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○井上教育長 他にございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

今日の2つの議案につきましては、明日、午後に臨時議会が開かれる予定ですので、そちらに諮っていただく予定となっております。以上で、本日の議決事項に係る議事については終了いたしました。事務局にお返しします。

○金井教育総務課長 教育長には議事進行を行っていただき、ありがとうございました。

その他

○金井教育総務課長 それでは、その他に入ります。連絡事項等ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○金井教育総務課長 それでは、以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。

次回の会議は、９月８日、木曜日、午後２時から定例会となります。お疲れさまでした。

午後４時５４分 閉 会